都市対抗の派遣費等の支出に関する要項

（平成３０年８月２３日理事会決定）

（趣旨）

第１　この要項は，旭川テニス協会（以下「本会」という。）における北海道都市対抗及び全日本都市対抗（以下「都市対抗」という。）の派遣費等の支出に関し，必要な事項を定めるものとする。

（支出経費の種類）

第２　都市対抗に派遣費として支出する経費の種類は，鉄道賃，船賃，航空賃，車賃，宿泊料，食事料，参加料及び旅行雑費とする。

２　鉄道賃は，鉄道旅行について，実費額により支給する。

３　船賃は，水路旅行について，実費額により支給する。

４　航空賃は，航空旅行について，実費額により支給する。

５　車賃は，陸路(鉄道を除く。)旅行について，高速道路料金の実費額に加え，自家用車使用料（燃料費含む。）として１万円を支給する。

６　宿泊料は，旅行中の夜数に応じ１夜当りの実費額により支給する。

７　食事料は，旅行中の日数に応じ１日当り朝食料 500 円，昼食料 800 円及び夕食料 1,500 円を定額支給する。ただし，宿泊料に食事料が含まれる場合及び食事又は食事料が別途支給される場合には，当該食事料は支給しない。

（請求手続）

第３　競技部長は，都市対抗派遣費概算払い請求書（別紙様式１）を会計部長に提出し，派遣費の請求を行うものとする。

（派遣費の清算）

第４　競技部長は，概算払いを受けた派遣費について，旅行終了後１か月以内に都市対抗派遣費概算払い金清算書（別紙様式２）を会計部長に提出し，派遣費の清算を行わなければならない。

（自己負担額）

第５　北海道都市対抗の費用の選手等の自己負担は，１人 5，000 円とする。ただし，開催地が旭川市の場合には１人 2，000 円とする。

２　全日本都市対抗の選手等の自己負担額は，支出した派遣費から参加費を除いた額の半額とする。ただし，自己負担額を選手等の人数で除算した金額が３万円を超過する場合には，３万円を超過した金額は，本会特別基金の全日本都市対抗派遣費積立から支出するものとする。

第６　この要項に定めるもののほか，必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この要項は，平成２４年８月２９日から実施する。

附　則

この要項は，平成２８年５月２６日から実施する。

附　則

この要項は，平成３０年８月２３日から実施する。

別紙様式１（第３関係）

平成　　年　　月　　日

都市対抗派遣費概算払い請求書

旭川テニス協会々長　殿

所　属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

都市対抗に係る下記派遣費を，概算請求いたします。

項　　目	単　　価	数　　量	金　　額
		合計金額	

別紙様式２（第４関係）

平成　　年　　月　　日

都市対抗派遣費概算払い金清算書

旭川テニス協会々長　殿

所　属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

都市対抗派遣費に係る概算払い経費を，下記のとおり清算いたします。

項　　目	単　　価	数　　量	金　　額
受領した概算払い金額			
	実際の支出金額の合計		
		清算金額	

※清算書提出時には，領収書等支出金額を証明できる書類を必ず添付願います。